

協働環境委員会会議録

平成31年3月11日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:06

【 案 件 】

1. 議案第 6 号 平成31年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
2. 議案第 8 号 平成31年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
3. 議案第15号 平成31年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
4. 議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
6. 議案第35号 財産の譲渡(鶴三緒集会所建物)
7. 議案第36号 財産の譲渡(五穀神集会所建物)
8. 議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
9. 議案第32号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
10. 議案第33号 飯塚市斎場条例を廃止する条例
11. 議案第44号 専決処分の承認(平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号))
12. 請願第17号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願

【 報告事項 】

1. 「ふるさとづくり大賞」団体表彰の受賞について
2. 白旗山におけるメガソーラー開発について
3. 粗大ごみ収集作業中の事故発生について
4. 環境施設等広域化に関する任意協議会の経過について
5. 目尾地域振興基本計画実施計画(案)について
6. 「国際都市いづか推進計画」の策定について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第6号 平成31年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

それでは「平成31年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算書の267ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億7664万3千円とするものです。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出の主なものについてご説明いたします。予算書の276ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費につきましては、25名分の人件費及び経常的な事務費等を総額で2億1250万3千円を計上しています。

次に、279ページをお願いいたします。2款1項、療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上しています。1目、一般被保険者療養給付費では1人当たり医療費の増、被保険者数の減等により、前年度と比較しますと5億693万1千円の増額となっています。

次に、2目、退職被保険者等療養給付費では、被保険者数の減等により前年度と比較します

と6206万8千円の減額となっています。2項、高額療養費につきましては、30年度の実績をもとに所要額を見込み、計上しています。前年度と比較しますと、総額で2731万4千円の増額となっています。

次に、280ページをお願いいたします。3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、国のガイドラインに基づき県が算定した額を支出するところですが、県の本算定が当初予算要求に間に合いませんでしたので、30年度の実績をもとに推計した金額を計上しています。1項、療養給付費分につきましては、総額で25億689万4千円。次に、281ページの2項、後期高齢者支援金等分につきましては6億8137万円。3項、介護納付金分につきましては、2億3153万4千円をそれぞれ計上しております。

282ページをお願いいたします。4款2項2目、保健事業費につきましては、新規事業といたしまして、糖尿病重症化予防のための尿検査委託料を計上したことなどによりまして、前年度と比較いたしまして457万8千円増の1415万8千円を計上しております。説明欄の尿検査委託料につきましては283ページに記述がございます。

283ページをお願いいたします。5款、基金積立金につきましては、31年度は歳出超過を見込んでおりますので、前年度に計上いたしました準備基金への積立分がないことにより、1億8041万4千円を減額しています。

次に、歳入についてご説明いたします。271ページをお願いいたします。このページから273ページまでにかけて、1款1項、国民健康保険税につきましては、前年度と比較いたしますと、総額で1億1709万2千円の減額となっています。本年度の保険税率等は、平成29年度の国保運営協議会の答申に基づき、平成30年度から据え置いたもので計上しています。減額の要因は、被保険者数の減及び軽減対象範囲の拡大に伴う軽減世帯の増加等によるものです。

273ページの3款1項1目、保険給付費等交付金の1節の普通交付金につきましては、保険給付費に必要な費用に対して交付されるもので、98億3927万7千円を計上しています。2節の特別交付金につきましては、29年度決算をもとに県が推計した3億8082万9千円を計上しています。

274ページの5款2項、基金繰入金につきましては、先ほど歳出の説明で触れましたとおり、31年度は歳出超過を見込んでいますので、財源を調整するため準備基金から4201万円を繰り入れることにしています。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第6号 平成31年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 平成31年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

引き続きまして、「議案第8号 平成31年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の325ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億

8133万2千円とするものです。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっていますので、まず歳入のほうからご説明いたします。

329ページをお願いいたします。1款1項、後期高齢者医療保険料13億1374万6千円につきましては、本市が徴収する保険料で徴収率を特別徴収は100%、普通徴収は99.1%、滞納繰越分64.4%で見込んでいます。前年度と比較いたしますと、124万5千円の増額となっています。3款1項1目、事務費繰入金につきましては、市事務費分として4046万6千円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割、高齢者人口割をいずれも46.5%、均等割7%の割合で算出された額、2760万円を計上しています。同じく2目、保険基盤安定繰入金4億9413万5千円につきましては、保険料の軽減分に対して県が4分の3、市は4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。331ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上しています。

332ページの2項、徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上しています。2款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算でご説明いたしました本市が徴収する保険料分、一般会計から繰り入れる広域連合事務費分及び保険基盤安定負担金を後期高齢者医療広域連合に納付するものです。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第8号 平成31年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 平成31年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

それでは、「議案第15号 平成31年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

平成31年度飯塚市一般会計・特別会計予算書の417ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1562万6千円とするものであります。前年度と比較して163万5千円の減額となっています。

本特別会計は筑穂地区にありますうぐいす台団地、大分駅前団地、その他大分の一部のし尿及び生活雑排水を処理するうぐいす台団地汚水処理施設の管理運営を行うもので、施設維持管理業務及び使用料徴収業務については、企業局へ事務委任しているものであります。その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。420ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、平成30年度使用料調定実績をもとに現年度分として、1474万6千円、過年度分として15万6千円と見込み合わせて1490万2千円計上いたしております。2款1項1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として10万3千円を2目の基金運用収入につきましては、汚水

処理施設整備基金運用収入として61万9千円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。421ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費につきましては、319万8千円を計上いたしております。その主なものは企業局への事務委任負担金282万5千円であります。

次に、2目の施設管理費につきましては、1142万8千円を計上いたしております。その主なものは、汚水処理施設の運転に係る電気・水道料の光熱水費を217万6千円、修繕料を217万8千円、維持補修費用を60万円、放流水の水質基準を遵守し施設を適正に運転管理するための維持管理委託料を179万9千円、汚泥採取等委託料を272万5千円計上しています。これに2款1項1目、予備費100万円を加えまして、総合計1562万6千円でございます。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第15号 平成31年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書の17ページをお願いいたします。本案は、本市の協働のまちづくりの推進に関する基本的な事項を定める飯塚市地域まちづくり推進条例(仮称)の策定に関しまして調査、審議を行います附属機関の設置のため提案するものでございます。改正内容につきましては、次ページ、18ページの新旧対照表のとおりでございます。以上、簡単でございますが、「議案第26号」の条例の一部改正につきまして補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第35号 財産の譲渡(鶴三緒集会所建物)」及び「議案第36号 財産の譲渡(五穀神集会所建物)」以上3件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権・同和政策課長

「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」と「議案第35号

財産の譲渡（鶴三緒集会所建物）」及び「議案第36号 財産の譲渡（五穀神集会所建物）」とは関連がありますので一括して補足説明をさせていただきます。

まず最初に「議案第35号」、「議案第36号」のほうから説明させていただきます。議案書の36ページをお願いいたします。議案書に譲渡する財産、譲渡の相手方、37ページに位置図、38ページに建物図を記載しております。

次に、議案書の39ページをお願いいたします。議案書に譲渡する財産、譲渡の相手方、40ページに位置図、41ページに建物図を記載しております。集会所につきましては、同和対策事業や旧産炭地環境改善整備により設置した建物で鶴三緒集会所につきましては、平成4年に、五穀神集会所は平成3年に建設され、人権・同和政策課が所管しております。

集会所につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画におきまして、地域の実情や管理、運営、利用実態を踏まえながら移譲等について地元等と協議を行うものとしており、このたび譲渡の相手方の鶴三緒自治会及び飯塚市五穀神自治会の認可地縁団体と移譲の協議が完了いたしましたので、無償で譲渡することについて議会の議決を求めるものでございます。

また、地縁団体に無償で譲渡するためには、公共施設として廃止することとなるため「議案第30号」の条例の一部を改正する条例をあわせて上程しております。詳細につきましては、議案書の27ページをお願いいたします。「飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」として集会所の名称及び位置を示す議案書の28ページの別表から鶴三緒集会所及び五穀神集会所の項目を削除するものでございます。あわせて、庄内元吉第1集会所は昭和50年に建設され、老朽化し、倒壊のおそれがあるため用途廃止することに伴い、庄内元吉第1集会所の項目を削除するものでございます。なお、譲渡後の改修等が必要な場合は、飯塚市自治公民館等建築補助金での対応となります。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第30号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第35号 財産の譲渡（鶴三緒集会所建物）」及び「議案第36号 財産の譲渡（五穀神集会所建物）」以上3件について、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案書の29ページをお願いいたします。筑穂地区のまちづくりを進めていく中で筑穂庁舎の有効利活用の一環として合併後、利活用は減少し、余裕のある庁舎の空間を市民交流の拠点として、またあわせて地域の活性化の拠点として、平成26年4月1日にふれあい交流センターを設置したところでございます。今般、地域住民の方々さらに活発な交流を行っていた

だくため、庁舎3階多目的室、庁舎5階多目的ホールに引き続き、庁舎2階を地域住民の方々、サークル、団体の皆様が交流を行っていただくための研修室として貸し館業務が可能となるよう改修工事を行いましたので、それに伴う関係条例を改正するものでございます。条例改正の内容につきましては、室名、研修室1、研修室2、研修室3につきまして、それぞれの面積、施設使用料を別表に加えております。以上、簡単でございますが、「議案第31号」の条例の一部改正につきまして補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中裕二委員

1点だけ質問をいたしますが、この使用料はどのような基準で使用料を決定されているのかお尋ねをいたします。

○まちづくり推進課長

施設使用料につきましては現在の中央公民館の金額を参考に設定しております。これにつきましては庁舎3階、庁舎5階のときにつきましても、同様な形の算定基準で先ほど申しました中央公民館の研修室等の平米単価をベースに金額を積算しております。

○田中裕二委員

平米単価で積算ということでございますが、この交流センターは全てそういう平米単価での積算という使用料の決定をされているのでしょうか。

○まちづくり推進課長

ふれあい交流センター以外の12地区交流センターにつきましても、平成30年4月1日から交流センター化に伴いまして、使用料を積算するときには今回と同じような形の積算に基づいて算出をしております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境施設等広域化担当次長

「議案第32号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明を行います。

議案書の31ページ及び32ページをお願いいたします。学校教育法が改正され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める技術管理者の資格の基準が改正されたことから、市が定める一般廃棄物処理施設におく技術管理者の資格を改正するものです。具体的には、学校教育法の改正により平成31年4月より専門職大学の制度が新設され、専門職大学前期課程の修了者を短期大学卒業者と同等の扱いとするため市条例も同様の内容となるように改正するものです。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第32号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第33号 飯塚市斎場条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第33号 飯塚市斎場条例を廃止する条例」について補足説明をさせていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。飯塚市斎場については、平成31年4月1日から飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町で組織する新たな一部事務組合、ふくおか県央環境広域施設組合で管理運営を行うこととなるため、飯塚市斎場条例を廃止するものです。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第33号 飯塚市斎場条例を廃止する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第44号 専決処分の承認（平成30年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第44号 専決処分の承認」についてご説明させていただきます。「平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」につきましましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので報告を行い承認を求めらるものでございます。

平成31年1月7日専決と記載しております補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下のほうに記載してありますように、ふるさと応援寄附金に係る決算見込み額の急増に伴う関連経費につきましまして、7億6623万3千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を671億7771万9千円にしようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目ごとにまとめ、予算書のページを記載いたしております。まず歳入でございますが、寄附金のふるさと応援給付金の決算見込み額を28億500万円と試算いたしまして、11億5500万円を追加するものでございます。繰入金金は、今回の補正予算の財源調整のため財政調整基金繰入金を3億8876万7千円減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費の企画費、ふるさと応援寄附事業費では寄附に対する返礼品代等の経費7億6623万3千円を計上いたしております。5ページ以降に今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第44号 専決処分の承認（平成30年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」）については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に「請願第17号 『後期高齢者の窓口負担の見直し』にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての請願」を議題といたします。本件全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○福永委員

福岡県の後期高齢者医療広域連合議会において、本請願と類似した請願が提出されたと聞きましたが、どのような審査があり、また採決した結果は御存じでしょうか。

○医療保険課長

後期高齢者広域連合議会におきまして本請願と類似した請願ということでございますけれども、直近で申し上げますと平成31年1月30日に開会されました平成31年第1回広域連合議会において3件の請願が出されました。そのうち、請願第1号及び請願第3号の2件につきまして、75歳以上の医療費負担2割化に反対する意見書を国に提出してほしい旨の内容がございました。この議会につきましては会場録がまだ公表されておりませんので、ちょっと資料等は広域連合事務局のほうに聞き取りした範囲でちょっとお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、これにつきまして広域連合議会におきましては、紹介議員の説明があった後、広域連合の考え方といたしまして、概略申し上げますと、窓口負担のあり方について国において現在検討されているということ、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、窓口負担につきまして現状維持とすることを要望書を提出していることを述べた上で、窓口負担のあり方につきましては、世代間の公平性や制度持続性の確保の観点から検討すべき課題であるとともに、高齢者の負担に関する重要なテーマでもあり、慎重に検討を進めていただきたいというような趣旨の回答されているようです。この後、採決が行われまして賛成少数により不採択となっております。以上です。

○福永委員

本件については、慎重に審議を進めるため、継続審議としてはどうかと考えております。委員長においてお取り計らい願います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：34

再 開 10：40

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ただいま福永委員から継続審査をしてほしい旨の申し出がありました。お諮りいたします。本件は慎重に審査すべきということで継続審査することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載の6件について執行部から報告したい旨の申し出があつてお

ります。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「『ふるさとづくり大賞』団体表彰の受賞について」報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「『ふるさとづくり大賞』団体表彰の受賞について」ご説明させていただきます。

このたび、特定非営利活動法人、九州車いすテニス協会がふるさとづくり大賞団体表彰を受賞されました。このふるさとづくり大賞とは全国各地でそれぞれの心を寄せる地域、ふるさとをよりよくしようと頑張る団体、個人を表彰し、ふるさとづくりへの情熱や思いを高め、豊かな活力ある地域社会の構築を図ることを目的として実施されているもので受賞者は都道府県から推薦のあった団体、地方自治体及び個人の中から総務大臣による決定をされるものです。平成30年度の受賞者は、特定非営利活動法人、九州車いすテニス協会を含めて24団体と4名の個人が受賞をされております。

今回の受賞は「イイツカ方式」と呼ばれる延べ2千人規模の市民ボランティアが運営を支え、また多くの地元企業や団体と連携し、地域を挙げて取り組みを行っている点が高く評価されたものです。昨年、天皇杯、皇后杯の下賜に続き大変名誉なもので誇らしい賞であり市としても非常に喜ばしく思っております。

平成31年度の飯塚国際車いすテニス大会は、平成31年4月23日から28日まで、「天皇陛下御在位30周年記念 天皇杯・皇后杯 第35回飯塚国際車いすテニス大会」として筑豊ハイツ、筑豊緑地テニスコートにおいて開催をされます。

また本年度で35周年を迎えるに当たり、4月7日にイオン穂波を会場に「35周年記念応援フェス」を開催いたします。当日は、南アフリカ共和国に関するステージイベントや市内障がい者施設によりお菓子販売などを行い、飯塚国際車いすテニス大会のさらなる知名度アップ、ブランド化を図り、支援そして発展の輪を広げていきたいと考えております。以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「白旗山におけるメガソーラー開発について」報告を求めます。

○環境整備課長

「白旗山におけるメガソーラー開発について」ご報告いたします。

資料、「白旗山におけるメガソーラー開発について」をごらんください。前回の住民説明会が資料不足とのことで再度の開催を要望していました合同会社ノーバル・ソーラーの住民説明会が今月25日、月曜日、午後6時30分より幸袋交流センターで開催される予定となっております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「粗大ごみ収集作業中の事故発生について」報告を求めます。

○環境施設等広域化担当次長

「粗大ごみ収集作業中の事故発生について」報告をいたします。

資料をお願いいたします。本件事故は平成31年2月5日、火曜日、午前8時55分ごろ環境対策課、クリーンセンター職員が飯塚市相田地内、市道寺浦団地1号線において粗大ごみの

収集業務のため、塵芥車に積み込み作業を行っていたところ離合のため後方で一時停止していた相手方車両に破砕されて飛んだ破片が相手方車両のボンネットに当たり損傷させたものでございます。なお、市側は人身、車両ともに損害はございませんでした。

この事故の原因は十分に距離をとっていなかったこと、周囲への飛散防止を十分に行わなかったことが大きな要因でございます。当該職員に対しては今後このような事故を起こさないよう厳重注意を行いました。また、ほかの職員にも安全確認の注意喚起を行い、事故防止の指導徹底を図っております。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過について」報告を求めます。

○市民環境部付課長

「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について」補足説明いたします。

資料、「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について」をお願いいたします。前回の委員会以降の経過についてご報告いたします。1月31日に県より現組合の規約変更の許可がおりましたので、2月4日に新組合の設立申請と元組合の解散、財産処分の届け出の提出を行いました。2月13日に新組合設立の許可がおりまして、県の許認可に関する手続きが終了いたしました。2月20日にふくおか県央環境施設組合、21日に飯塚市・桂川町衛生施設組合の議会が開催されまして、嘉麻市、飯塚市とそれぞれ共同設置しております公平委員会の廃止と退職手当組合の脱退の議決を受けております。嘉麻市での3月定例会に斎場条例等の廃止、退職手当組合規約の変更、公平委員会の共同設置関連の議案を上程しております。なお、桂川町も退職手当組合に加入しておりますので、同じく3月定例会に規約変更の議案が上程されております。3月31日に現組合を解散いたしまして、翌4月1日に設置されますふくおか県央環境広域施設組合で構成団体の首長会議を開催しまして、組合長の互選と組合事務の執行上、空白期間の許されない条例、予算等の専決処分などを行うこととしております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「目尾地域振興基本計画実施計画（案）について」報告を求めます。

○総合政策課長補佐

「目尾地域振興基本計画（案）」の概要についてご報告させていただきます。

現在の目尾地域振興基本計画は平成25年12月に飯塚市目尾地域振興基本計画、健康の森公園整備事業検討委員会より4回目の計画見直しの答申を受けまして以降、市でもその整備等について検討を行っている計画でございます。

今回、地元の幸袋地域、幸袋地区自治会長・公民館長会議とまちづくり協議会との協議を行いまして、交通の利便性などの課題もありましたが本日提案しております実施計画案の方向で進めていくことに了承いただきましたのでその主な内容について説明させていただきます。この資料につきましては平成25年12月に受けました答申の内容と今回の実施計画案の内容となります。

資料の1枚目をお願いいたします。1つ目の項目をお願いいたします。この項目は旧目尾小学校跡地に現存しております体育館並びに児童館を地域のコミュニティ施設として整備し、地域住民に開放することと答申を受けておりました。以後、この検討において旧目尾児童センターを

改修しまして、コミュニティ施設として整備する一方で現在の幸袋交流センターも老朽化しております。耐震化を含めた大規模改修が必要なことから2つの施設整備を一本化し、旧目尾小学校校舎敷きに幸袋交流センターを移転新築することといたしております。また、目尾地域振興基本計画で健康の森公園内にあります公共施設用地は事業計画が策定されるまでの間は広場としての利活用を図るとされておりましたが、現状広場としての整備も行われていないこともありまして、旧目尾小学校運動場につきましては、多目的広場として活用していこうとするものでございます。整備のイメージ図といたしまして、2枚目に資料を添付しております。後ほどご参照いただきましたらと思っておりますのでお願いいたします。

2つ目の項目に移らせていただきます。健康の森公園の関係でございますが、この項目につきましては引き続き検討、協議を行うこととしております。

3つ目の項目をごらんください。この項目につきましては、幸袋地域の整備に関する事業をまちづくり協議会と協議して進めることと答申されたものでございます。この項目につきましては①から④の4項目ございますが、①の浸水対策につきましては、今後、国、県、そして住民組織と協議、検討を行いながら進めていくことを計画しておるものでございます。

②の防災体制の整備等につきましては、この項目につきましては、旧目尾小学校跡地に目尾消防団車庫、詰所を整備することとしております。

次に、③の高齢者向け健康遊具の設置につきましては、あげておりますけどもこの項目につきましては、いづか健幸都市基本計画に基づきます施策等との整合性を図りながら事業の推進を検討することとしております。

次に、④番目の項目になります。地域の周辺整備事業といたしまして現在民有地であります目尾団地下のグラウンド、こちらの用地を隣接する市有地との交換協議を行っているところでございます。その協議が整ったおりに多目的に活用することができる公園等といたしまして、整備を検討することとして計画しているものでございます。

資料に記載させていただいておりますとおり、まだまだ検討事項も多く今後も地元自治会長会、まちづくり協議会と協議を行いながら進める内容も多くございますが、協議、検討を行いながら推進のほうに努めてまいりたいと思っております。以上、簡単でございますが、「目尾地域振興基本計画実施計画（案）について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「『国際都市いづか推進計画』の策定について」報告を求めます。

○国際交流推進室主幹補

「『国際都市いづか推進計画』の策定について」ご報告いたします。

本計画につきましては、昨年9月の一般質問におきまして、計画の趣旨や骨子についてご説明しておりましたところでございます。本日は、計画の策定業務を完了いたしましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

まずは、目次をごらんください。第1章「計画策定の趣旨」から第9章「飯塚国際交流推進協議会の紹介」までの9章で構成いたしました。

まず、第1章「計画策定の趣旨」でございます。本市においては、中長期的な観点から人口減少の克服及び地方創生に関する施策を推進してはいますが、今後は、外国人材の受け入れや活用、国際交流による地域人材のグローバル化の推進などにより、地域経済の活性化、次代を担う人材の育成、まちの魅力向上などの課題解決につなげていくことが重要となっております。このような状況を踏まえ、本市における国際化、グローバル化を推進し、多様な文化を理解し受け入れることができるように、市民意識の醸成と、人口減少社会に対応した持続可能なまちづ

くりを目指し、本市における国際政策の基本的な考え方や、さまざまな分野にわたる施策の方向性を示すために「国際都市いづか推進計画」を策定いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。第2章「計画の位置づけと対象期間」についてでございます。

本計画は、本市のまちづくりの基本的な方向性を示した「第2次飯塚市総合計画」を上位計画とし、本市が取り組む国際政策の方向性を示す計画として策定しております。

次に、対象期間ですが、「第2次飯塚市総合計画」において実施する中間年次点検の年度に終期を合わせるため、2019年度から2021年度までの3カ年といたしました。

次に、3ページをお願いいたします。第3章「国際化の現状」についてです。3ページから8ページまで、外国人に関する推移等について、日本、福岡県、飯塚市を、比較しております。簡潔に申しますと、6ページにお示ししておりますが、県内では5番目に外国人の数が多自治体となっており、本市の外国人としては、アジアの方々を大部分を占めております。

次に、9ページをお願いいたします。第4章「グローバル化に向けた課題」でございます。全国の地方自治体の問題である、人口減少地域における定住人口の増加や労働力不足の解消といった、さまざまな課題を解決する一助とするために、本市からの距離や時差も少なく、市内に住む外国人の比率が高い東南アジア諸国を初めとした海外との友好関係を構築し、外国人留学生及び外国人労働者の支援など、積極的に取り組んでいく必要があります、そのためには、今後ますます、市民への国際理解を強力に推進し、本市で暮らす外国人にとっても、住みたいまち、住み続けたいまちとして、多様な文化とあらゆる国籍の人々との共生ができる、多文化共生のまちづくりを目指して取り組んでいく必要があります。

次に、10ページをお願いいたします。第5章「国際都市づくりの意義」をごらんください。本市におけるグローバル化を推進し、多様な文化との交流や地域における新たな活力の創出など、「ひとづくり」そして「まちづくり」へと発展させていくことによって、本市の魅力をさらに高めることであると考えております

次に、12ページをお願いいたします。第6章「計画の体系」をごらんください。基本理念といたしまして、「人とまちと世界がつながる 国際都市いづか」副題に、「外国の方、障がいのある方、ご高齢の方、子どもたち、全ての方に優しく、そして温かい飯塚市をめざして」といたしました。そして、その実現に向けた基本方針としまして、1つは「多文化共生」、2つ目に「国際交流・経済交流」と2本の大きな柱として推進していくこととしています。

次に、13ページから19ページでございます。こちらに第7章、施策の具体的な方向性としてお示ししております。この中で、協働環境委員会が所管する事務に関するものについて、抜粋して報告いたします。

13ページをお願いします。「多文化共生」における取り組みといたしまして、「①国際理解の推進」の中で、「地域における国際理解の推進」に取り組んでまいります。具体的には、市内の各まちづくり協議会や各自治会等に協力をお願いしまして、地域で暮らす外国人に地域で行われるイベントに参加を促し、相互理解を図ってまいります。

14ページをお願いします。「②多文化共生の地域づくり」の中で、「外国人に対する人権擁護」を推進してまいります。外国人に対する差別や偏見のない地域づくりを推進してまいります。

15ページをお願いします。「④外国人への生活支援」の中で、「外国人の窓口ワンストップ化」を推進してまいります。具体的には、市役所に来られた外国人に対する通訳等の支援を行い、ワンストップ化を図るものです。また、外国人向けの行政相談も推進してまいります。

17ページをお願いします。「国際交流・経済交流」における取り組みといたしまして、「②教育・スポーツを通じた交流」の中で、「飯塚国際車いすテニス大会支援事業」を今後も継続して推進してまいります。

次に、20ページをお願いいたします。第8章、「飯塚市と海外との姉妹都市交流について」においては、姉妹都市でありますアメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市の紹介及び相互交流事業の紹介を記載しております。

次に、25ページをお願いいたします。第9章には、「飯塚国際交流推進協議会」の紹介を記載しております。以上、簡単ではございますが、「国際都市いいつか推進計画について」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

正副委員長代表いたしまして一言、ご挨拶を申し上げます。この委員構成の委員会は本日が最後となる予定でございます。委員の皆様方のご理解とご協力、そして執行部の皆様方の的確な答弁とご説明のおかげをもちまして無事に責務を果たすことができました。この場をおかりして深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。お世話になりました。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。